

00955

昭和29年7月1日 木曜日 鳥取県公報(号第40号)

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和4年4月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

日

次

◇条例 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例

職員の服務の宣誓に関する手続及び効果に関する

職員の分限に関する手續及び効果に関する

条例の一部改正

職員の勤務時間に関する条例の一部改正

議会の議決すべき事件を指定する条例の一

部改正

鳥取県職員定数条例の一部改正

鳥取県警察職員定数条例

鳥取県職員定数条例の一部改正

警察職員の調整手当の支給に関する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改

正

寒冷地手当の支給に関する条例の一部改

正

寒冷地手当に関する条例の一部改

正

## 條例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例をここに公布する。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例をここに公布する。

(この条例の目的)

この条例は、警察法(昭和二二年四月一日施行)第47条第4項の規定に依り制定するものである。

鳥取県条例第二十九号

鳥取県知事 西 尾 愛

ム

中山村、上中山村  
朝町、

大和村、淀江町、宇

第一条 この条例は、警察法(昭和二二年四月一日施行)第47条第4項の規定に依り制定するものである。

この条例は、警察法(昭和二二年四月一日施行)第47条第4項の規定に依り制定するものである。

この条例は、警察法(昭和二二年四月一日施行)第47条第4項の規定に依り制定するものである。

## 就任及び辭令

名 発行月日 号数

七、二三 二、五三四

青木久与外

件

## 雜

件

食糧事務所出張所の名称変更

七、一六 二、五三二

## 正

## 誤

名 発行月日 号数

七、三〇 二、五三六

昭和二十九年五月十四日鳥取県条例第二十六号中訂正

昭和二十九年五月十四日鳥取県条例第三十七号外三件訂正

## ◆条 例

目 次

## 條 例

警察職員の臨時待命に関する条例

道路交通事故法第二十六条の三の規定による道路一時使用許可証交付手数料条例

警察官の宿舍手当に関する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

## 鳥取県条例第二十九号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、警察法(昭和二十九年法律第一六

二号)第四十七条第四項の規定に基き警察本部の内部

組織を定めることを目的とする。

- ◆条 例
- 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例
- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例
- 条例
- 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正
- 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正
- 職員の勤務時間に関する条例の一部改正
- 議会の議決すべき事件を指定する条例の一部改正
- 部改正
- 鳥取県職員定数条例の一部改正
- 鳥取県警察職員定数条例
- 職員の給与に関する条例の一部改正
- 警察職員の調整手当に関する条例
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
- 警察職員の特殊勤務手当に関する条例
- 職員等の旅費に関する条例の一部改正
- 寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正

(本部の課)

第二条 警察本部に次の九課を置く。

00956

昭和二十九年七月一日

鳥取県条例第三十号

鳥取県知事 西 尾

警察署の名称、位置及び管轄区域等に  
て公布する。

秘書課

会計課

教養課

警務課

防犯統計課

鑑識課

捜査課

警備課

警ら交通課

警備課

警備課

昭和29年7月1日 木曜日 鳥取県公報(号外)第40号 2

警察署の名称、位置及び管轄区域等に  
て公布する。

00956

鳥取県条例第三十号

鳥取県知事 西 尾

警察署の名称、位置及び管轄区域等に  
て公布する。

第一条 この条例は、警察法(昭和二十九年法律第十二号)第五十三条第四項及び第五項の規定に基き、

警察署の名称、位置及び管轄区域並びに派出所及び駐在所を置く所の設置について定めることを目的とする。

(警察署の名称、位置及び管轄区域)

第二条 警察署の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

(派出所及び駐在所の設置)

第三条 警察署の下部機関として派出所及び駐在所を置く。

2 前項の派出所及び駐在所の名称、位置、受付

第三条 この条例の施行に関する必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(委任) 第三条 この条例の施行に関する必要な事項は、公安委員会規則で定める。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

2 前項に規定する課の所掌事務は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

00957

昭和29年7月1日 木曜日 鳥取県公報(号外)第40号

別 表

名 称 位 置 管 轄 区 域

警察署の名称、位置及び管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県岩井警察署	岩美郡岩美町	岩美郡のうち岩美町、福部村
鳥取県鳥取警察署	鳥取市	鳥取市、岩美郡のうち大成村、宇倍野村、米里村、津の井村
鳥取県郡家警察署	八頭郡郡家町	八頭郡のうち郡家町、中私都村、上私都村、国英村、河原町、散岐村、八
鳥取県智頭警察署	八頭郡智頭町	上村、西郷村、船岡町、安部村、八東村、丹比村、若櫻町
鳥取県宍木警察署	八頭郡宍木村	八頭郡のうち智頭町、大村、用ヶ瀬町、佐治村、社村
鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市、東伯郡のうち泊村、羽合町、北条町、灘手村、東郷町、三朝町、
鳥取県八橋警察署	東伯郡東伯町	東伯郡のうち大誠村、栄村、由良町、東伯町、赤崎町、下中山村、上中山村
鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち天津村、大国村、法勝寺村、上長田村、東長田村、
	手間村、賀野村、県村、春日村、大高村、日吉津村、大和村、淀江町、宇	
	田川村、高麗村、所子村、大山村、名和町、逢坂村	

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(本部の課)

第二条 警察本部に次の九課を置く。

秘書課  
会計課  
防犯統計課  
捜査課  
鑑識課  
警備課  
警ら交通課

2 前項に規定する課の所掌事務は、公安委員会規則で定める。

(委任)

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

## 鳥取県条例第三十号

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、警察法(昭和二十九年法律第六百六十二号)第五十三条第四項及び第五項の規定に基き、警察署の名称、位置及び管轄区域並びに派出所及び駐在所の設置について定めることを目的とする。

(警察署の名称、位置及び管轄区域)

第二条 警察署の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

(派出所及び駐在所の設置)

名 称	位 置	管 轄	区 域
鳥取県岩井警察署	岩美郡岩美町	岩美郡のうち岩美町、福部村	
鳥取県鳥取警察署	鳥取市	鳥取市、岩美郡のうち大成村、宇倍野村、米里村、津の井村	
鳥取県郡家警察署	八頭郡郡家町	八頭郡のうち郡家町、中私都村、上私都村、国英村、河原町、散岐村、八上村、西郷村、船岡町、安部村、八東村、丹比村、若櫻町	
鳥取県智頭警察署	八頭郡智頭町	八頭郡のうち智頭町、大村、用ヶ瀬町、佐治村、社村	
鳥取県宝木警察署	氣高郡宝木村	氣高郡	
鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市、東伯郡のうち泊村、羽合町、北条町、灘手村、東郷町、三朝町、閩金町	
鳥取県八橋警察署	東伯郡東伯町	東伯郡のうち大誠村、栄村、由良町、東伯町、赤崎町、下中山村、上中山村	
鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち天津村、大國村、法勝寺村、上長田村、東長田村、手間村、賀野村、県村、春日村、大高村、日吉津村、大和村、淡江町、宇田川村、高麗村、所子村、大山村、名和町、逢坂村	

鳥取県境警察署 西伯郡境町 西伯郡のうち境町、上道村、外江町、渡村、余子村、中浜村  
 鳥取県溝口警察署 日野郡溝口町 西伯郡のうち幡郷村、大幡村、白野郡のうち溝口町、江府町、八郷村  
 鳥取県黒坂警察署 日野郡黒坂町 日野郡のうち黒坂町、大宮村、阿毘緣村、山上村、多里村、日野上村、福栄村、石見村、根雨町

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条」の次に「及び警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第三条」を加える。  
 「(別記)」以下を次のように改める。

年 月 日 氏 名 印  
二 公安委員会委員 宣 誓 書

私は、公安委員会委員に任命せられたことを心から光榮とし、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令

例及び規則に遵り、何ものにもとらわれず、何ものも恐れず、何のをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に職務を遂行することを嚴肅に誓います。

年 月 日 氏 名 印

三 警察官 宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先して、その規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何のをも恐れず、何のをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に当ることを固く誓います。

鳥取県知事 西 尾 愛 治

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県条例第三十二号

職員の分限に関する手續及び効果に関する

条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二項を次のように改め、第三項を削る。

2 休職者は、その休職の期間中条例で別段の定めをしない限り何等の給与も支給しない。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

年 月 日

氏 名 印

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

## ○鳥取県条例第三十三号

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四十八時間」の下に「（警察官については六時間）」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議決すべき事件を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

## 鳥取県条例第三十四号

議会の議決すべき事件を指定する条例の一  
部を改正する条例

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

## 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中「公安委員会」を削る。

第二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

## 鳥取県条例第三十五号

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中「公安委員会」を削る。

第二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第三条中「公安委員会」を削る。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県警察職員定数条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県警察職員定数条例

## (目的)

鳥取県警察職員定数条例第三十六号

昭和二十九年七月一日

鳥取県警察職員定数条例

## (職員の定数)

第一条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。

する。

## (職員の定数)

第一条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。

する。

## 警察官

六一〇人

## 警 視

二一人

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

## ○鳥取県条例第三十三号

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

一 労働委員会の事務部局の職員の定数を定めること  
第一号を次のように改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

## 鳥取県条例第三十五号

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中「公安委員会」を削る。

第二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

## 鳥取県条例第三十五号

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中「公安委員会」を削る。

第二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

## 鳥取県条例第三十五号

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中「公安委員会」を削る。

第二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

2 次の各号の一に該当する者は前項の定数の外に置くことができる。

一 新任訓練中の巡査見習生

二 警察官で休職中の者

三 第一項の定数に欠員がない場合に復職を命ぜられ

以下「職員」という。）の定数を定めるときの定数（十二号）第五十七条第二項の規定に基き、警察官（

規則で定める。

## (定数の配分)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 職員の数は昭和三十三年四月一日において第二条の

職務の級

号 級

一號給

二號給

三號給

四號給

五號給

六號給

七號給

八號給

九號給

十號給

十一號給

十二號給

十三號給

別表第四

警 察 官 給 料 表

員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

二 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間中はこれに給料の全額（但し、勤勉手当については、勤務した期間がない場合を除く）を支給する。

三 職員が前二号以外の心身の故障により地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに給料、扶養手当及び勤務地手当のそれまでの百分の八十、並びにこれらを基礎とする期末手当、勤勉手当（勤務した期間がない場合を除く。）寒冷手当、勤勉手当及び調整手当を支給する。

四 職員が地方公務員法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び勤務地手当のそれ三分の一、並びにこれらを基礎とする期末手当、勤勉手当（勤務した期間がない場合を除く。）寒冷手当及び調整手当を支給する。

（降給）  
第十二条の三 職員が、次の各号の一に該当する場合においては、降給することができる。  
一 給料表を異にする職についた場合  
二 初任給、昇格、昇給等の基準を異にする職についた場合

別表第三の次に次のように別表第四を加え、「別表第四」を「別表第五」に改める。

定数をこえないよう、昭和二十九年七月一日から昭和三十三年三月三十日までの間に附則別表の基準により整理するものとし、それまでの間は、その定数をこえる員数の職員は定数の外に置くことができる。

附則別表

期 間	区 分	警察官	その他の職員	合 計
昭和二十九年七月一日から 同三十年三月三十日まで	二四八	一四八	三八人	
昭和三十一年四月一日から 同三十三年三月三十日まで	一九	二二	三一	
昭和三十一年三月三十日まで	一八	一二	三〇	
昭和三十一年三月三十日まで	一一	一一	一一	
昭和二十九年七月一日				

期 間	区 分	警察官	その他の職員	合 計
昭和二十九年七月一日から 同三十年三月三十日まで	二四八	一四八	三八人	
昭和三十一年四月一日から 同三十三年三月三十日まで	一九	二二	三一	
昭和三十一年三月三十日まで	一八	一二	三〇	
昭和三十一年三月三十日まで	一一	一一	一一	
昭和二十九年七月一日				

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

鳥取県知事 西 尾 愛 治

警察官の職にある職員

第四条第五項中「別表第四」を「別表第五」に改める。

第十一条中「その特殊勤務手当が第七条の規定による調整が行われるまでは、」を削る。

第十二条の次に次の二条を加える。

(休職者の給与)

第十二条の二 休職者の給与は、条例で別段の定めのあるものを除き次の各号により支給する。

一 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり地方公務

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。  
第三条第三項第二号の次に次のように加える。

八 警察官給料表（別表第四号）

同条第四項第一号中「第二号及び第三号」を「第二号乃至第四号」に改め、第三号の次に次のように加える。

四 警察官給料表

同条第四項第一号中「第二号」を「第二号乃至第四号」に改め、第三号の次に次のように加える。

四 警察官給料表

一 級	二 級	三 級	四 級	五 級	六 級	七 級	八 級
六、四〇〇	六、六〇〇	六、九〇〇	七、一〇〇	七、四〇〇	七、七〇〇	八、一〇〇	八、四〇〇
八、一〇〇	八、四〇〇	八、九〇〇	九、一〇〇	九、三〇〇	九、六〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、四〇〇
一〇、〇〇〇	一〇、四〇〇	一〇、九〇〇	一一、一〇〇	一一、四〇〇	一一、八〇〇	一二、一〇〇	一二、六〇〇
一一、一〇〇	一一、四〇〇	一一、九〇〇	一二、一〇〇	一二、四〇〇	一二、八〇〇	一三、一〇〇	一三、五〇〇
一二、一〇〇	一二、四〇〇	一二、九〇〇	一三、一〇〇	一三、四〇〇	一三、八〇〇	一四、一〇〇	一四、四〇〇
一三、一〇〇	一三、四〇〇	一三、九〇〇	一四、一〇〇	一四、六〇〇	一四、九〇〇	一五、一〇〇	一五、五〇〇
一四、一〇〇	一四、六〇〇	一四、九〇〇	一五、一〇〇	一五、四〇〇	一五、七〇〇	一六、一〇〇	一六、五〇〇
一五、一〇〇	一五、四〇〇	一五、九〇〇	一六、一〇〇	一六、六〇〇	一六、九〇〇	一七、一〇〇	一七、五〇〇
一六、一〇〇	一六、六〇〇	一六、九〇〇	一七、一〇〇	一七、四〇〇	一七、七〇〇	一八、一〇〇	一八、五〇〇
一七、一〇〇	一七、四〇〇	一七、九〇〇	一八、一〇〇	一八、六〇〇	一八、九〇〇	一九、一〇〇	一九、五〇〇
一八、一〇〇	一八、六〇〇	一八、九〇〇	一九、一〇〇	一九、六〇〇	一九、九〇〇	二〇、一〇〇	二〇、五〇〇
一九、一〇〇	一九、六〇〇	一九、九〇〇	二〇、一〇〇	二〇、六〇〇	二〇、九〇〇	二一、一〇〇	二一、五〇〇
二〇、一〇〇	二〇、六〇〇	二〇、九〇〇	二一、一〇〇	二一、六〇〇	二一、九〇〇	二二、一〇〇	二二、五〇〇
二一、一〇〇	二一、六〇〇	二一、九〇〇	二二、一〇〇	二二、六〇〇	二二、九〇〇	二三、一〇〇	二三、五〇〇
二二、一〇〇	二二、六〇〇	二二、九〇〇	二三、一〇〇	二三、六〇〇	二三、九〇〇	二四、一〇〇	二四、五〇〇
二三、一〇〇	二三、六〇〇	二三、九〇〇	二四、一〇〇	二四、六〇〇	二四、九〇〇	二五、一〇〇	二五、五〇〇
二四、一〇〇	二四、六〇〇	二四、九〇〇	二五、一〇〇	二五、六〇〇	二五、九〇〇	二六、一〇〇	二六、五〇〇
二五、一〇〇	二五、六〇〇	二五、九〇〇	二六、一〇〇	二六、六〇〇	二六、九〇〇	二七、一〇〇	二七、五〇〇
二六、一〇〇	二六、六〇〇	二六、九〇〇	二七、一〇〇	二七、六〇〇	二七、九〇〇	二八、一〇〇	二八、五〇〇
二七、一〇〇	二七、六〇〇	二七、九〇〇	二八、一〇〇	二八、六〇〇	二八、九〇〇	二九、一〇〇	二九、五〇〇
二八、一〇〇	二八、六〇〇	二八、九〇〇	二九、一〇〇	二九、六〇〇	二九、九〇〇	三〇、一〇〇	三〇、五〇〇
二九、一〇〇	二九、六〇〇	二九、九〇〇	三〇、一〇〇	三〇、六〇〇	三〇、九〇〇	三一、一〇〇	三一、五〇〇
三〇、一〇〇	三〇、六〇〇	三〇、九〇〇	三一、一〇〇	三一、六〇〇	三一、九〇〇	三二、一〇〇	三二、五〇〇
三一、一〇〇	三一、六〇〇	三一、九〇〇	三二、一〇〇	三二、六〇〇	三二、九〇〇	三三、一〇〇	三三、五〇〇
三二、一〇〇	三二、六〇〇	三二、九〇〇	三三、一〇〇	三三、六〇〇	三三、九〇〇	三四、一〇〇	三四、五〇〇
三三、一〇〇	三三、六〇〇	三三、九〇〇	三四、一〇〇	三四、六〇〇	三四、九〇〇	三五、一〇〇	三五、五〇〇
三四、一〇〇	三四、六〇〇	三四、九〇〇	三五、一〇〇	三五、六〇〇	三五、九〇〇	三六、一〇〇	三六、五〇〇
三五、一〇〇	三五、六〇〇	三五、九〇〇	三六、一〇〇	三六、六〇〇	三六、九〇〇	三七、一〇〇	三七、五〇〇
三六、一〇〇	三六、六〇〇	三六、九〇〇	三七、一〇〇	三七、六〇〇	三七、九〇〇	三八、一〇〇	三八、五〇〇
三七、一〇〇	三七、六〇〇	三七、九〇〇	三八、一〇〇	三八、六〇〇	三八、九〇〇	三九、一〇〇	三九、五〇〇
三八、一〇〇	三八、六〇〇	三八、九〇〇	三九、一〇〇	三九、六〇〇	三九、九〇〇	四〇、一〇〇	四〇、五〇〇
三九、一〇〇	三九、六〇〇	三九、九〇〇	四〇、一〇〇	四〇、六〇〇	四〇、九〇〇	四一、一〇〇	四一、五〇〇
四〇、一〇〇	四〇、六〇〇	四〇、九〇〇	四一、一〇〇	四一、六〇〇	四一、九〇〇	四二、一〇〇	四二、五〇〇
四一、一〇〇	四一、六〇〇	四一、九〇〇	四二、一〇〇	四二、六〇〇	四二、九〇〇	四三、一〇〇	四三、五〇〇
四二、一〇〇	四二、六〇〇	四二、九〇〇	四三、一〇〇	四三、六〇〇	四三、九〇〇	四四、一〇〇	四四、五〇〇
四三、一〇〇	四三、六〇〇	四三、九〇〇	四四、一〇〇	四四、六〇〇	四四、九〇〇	四五、一〇〇	四五、五〇〇
四四、一〇〇	四四、六〇〇	四四、九〇〇	四五、一〇〇	四五、六〇〇	四五、九〇〇	四五、一〇〇	四五、五〇〇

## 附 則

場合においては、これを調整するため別に条例で定めることにより手当を支給する。

3 前項に基く再計算による給料月額が切替日（昭和二十九年七月一日。以下「切替日」という。）の前日ににおける給料月額を超える場合は、切替日の前日ににおける職務の級及び号級をもつて、その者の切替日ににおける職務の級及び号給とする。

1 この条例は、公布の日から施行する。  
 2 この条例施行の際、国家地方警察又は自治体警察の職員が新たに県警察の職員となつた場合におけるその者が受けるべき職務の級及び号給は、人事委員会の定める基準に従い再計算によつて定められた職務の級及び号給とし、その給料月額が昭和二十九年四月一日における俸給月額又は、給料月額に達しないこととなる（この条例の目的）

警察職員の調整手当の支給に関する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

警察職員の調整手当の支給に関する条例

（この条例の目的）

第一条 この条例は、警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号、以下「法」という。）附則第十五項の規定に基き、警察職員の調整手当の支給に関する事項を定めることとする。

（調整手当の額）

第二条 調整手当の額は、法の施行の際警察職員が受けることとなつた給料月額が昭和二十九年四月一日（昭和二十九年四月二日以後国家地方警察又は自治体警察の職員となつた者については、その職員となつた日。）におけるその者の俸給月額又は給料月額（当該月額が昭和二十九年四月以前六月以内において定期の昇給昇

格、その他通常の給料月額が増額されるべき事由によらないで増額された場合においては、その増額された額を控除した額。）に達しない場合におけるその差額に相当する額とする。但し、その差額がその者の受ける給料月額の百分の三十をこえることとなる場合においては、そのこえることとなる額を控除した額とする。（給料月額が異動した場合）

第三条 調整手当が支給されることとなつた警察職員について法の施行の日以後、降格、降給、減給、給料表間の異動、給与改訂等の事由に基き、その者の給料月額が減少した場合においては、その者に対する調整手当の支給においては、これらの事由に基く給料月額の減少がなかつたものとする。

第四条 調整手当が支給されることとなつた警察職員について法の施行の日以後、昇格、昇給、給料表間の異動、給与改訂等の事由に基き、その者の給料月額が増加した場合においては、その增加の日の前日において、その者の受けていた調整手当の額からその者の給料月

額の増加した額を控除して得た差額を調整手当として支給するものとする。

第五条 給料月額の増加により前条の差額がなくなつたときはその日以後、調整手当を支給しない。

(支給の方法)

第六条 調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手當に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

#### 鳥取県条例第三十九号

職員の特殊勤務手當に關する条例の一部を

改正する条例

職員の特殊勤務手當に關する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条 第二項を削る。

改正する条例

職員の特殊勤務手當に關する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条 被服手当は、制服を常時着用することを要しない特別の勤務に服する警察官(警部以上の階級にあるものを除く。)に対して支給する。

第二条 前項の手当を支給するものの範囲は公安委員会規則で定める。

第六条 前条の手当の額は月額四百円を超えない範囲内

この条例は、公布の日から施行する。

警察職員の特殊勤務手當に關する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

#### 鳥取県条例第四十号

警察職員の特殊勤務手當に關する条例

##### (この条例の目的)

第一条 この条例は職員の給与に關する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第十二条の規定に基き、警察職員の特殊勤務手當に關する事項を定めることを目的とする。

第二条 特殊勤務手当は次のとおりとする。

- 一 作業手当
- 二 被服手当

##### (作業手当)

##### (特殊勤務手当の区分)

第三条 特殊勤務手当は次のとおりとする。

- 一 作業手当
- 二 被服手当

##### (被服手当)

第四条 被服手当は、制服を常時着用することを要しない特別の勤務に服する警察官(警部以上の階級にあるものを除く。)に対して支給する。

第五条 被服手当の額は、制服を常時着用することを要しない特別の勤務に服する警察官(警部以上の階級にあるものを除く。)に対して支給する。

第六条 被服手当の額は、制服を常時着用することを要しない特別の勤務に服する警察官(警部以上の階級にあるものを除く。)に対して支給する。

第七条 この条例に定めるものの外、特殊勤務手当の支給に關し必要な事項は人事委員会規則で定める。

第八条 この条例は、公布の日から施行する。

##### (附 則)

第一条 第二項第八号を次のように改める。

第二条 前項の旅費に關する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号)の一部を次のとおり改正する。

第三条 職員等の旅費に關する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に關する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号)の一部を次のとおり改正する。

支	給	地	域
区	分		

別表

寒冷地手当の支給地域及びその区分

第三条を次のように改める。

第三条中「八月末日」の下に「(その日が日曜日に当るときはその前日)」を加える。

別表を次のように加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例をここに公布する。

第三条中「八月末日」の下に「(その日が日曜日に当るときはその前日)」を加える。

別表を次のように加える。

百分の四十五

一級地

二級地

三級地

第二条を次のように改める。

(寒冷地手当の支給額)

第二条 寒冷地手当の支給額は、別表に定める支給地域及び区分に従い、その支給日ににおいて職員の現に受けべき給料又は俸給(これに相当する給与を含む。)の月額と扶養手当の月額との合計額に、次に掲げる支給割合を乗じた額とする。

百分の十五

百分の三十

百分の四十五

える。

三級地

二級地

一級地

日野郡のうち阿毘緑村

岩美郡のうち大成村及び蒲生村

八頭郡若桜町のうち昭和二十九年二月二十八

日における池田村の区域

日野郡のうち大宮村及び山上村

三級地

二級地

一級地

三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 一級地  
備考 本表に掲げる地域等の名称は、本表に別段の定めのない限り、昭和二十九年六月二十八日における名称とし、本表に定める地域は、それらの名称を有するもの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

九級	九級	十二級
十級	十級	十三級
十一級	十一級	十四級
警察官給料表による職務の級	特別給料表による職務の級	表による職務の級
高等學校等教育職員の給料表	幼稚園の教育職員の給料表	表による職務の級
表による職務の級	一般給料表による職務の級	一般給料表による職務の級
八級	八級	八級
七級	七級	七級
六級	六級	六級
五級	五級	五級
四級	四級	四級
三級	三級	三級
二級	二級	二級
一級	一級	一級

第十五条第一項第一号及び第十六条第一項第一号中「並びに議会事務局長」を「警察本部長並びに議会事務局長」に改める。

別表中 三 職務の級の対応表

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

九級	九級	十二級
十級	十級	十三級
十一級	十一級	十四級

鳥取県条例第四十二号  
寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例  
改正する条例

寒冷地手当の支給に関する条例(昭和二十七年七月鳥取

県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取

県条例第五十三号)」の次に「及び鳥取県警察職員定数条例(昭和二十九年六月鳥取県条例第三十六号)」を加

寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

**鳥取県条例第四十三号**

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

警察官に対する被服の支給並びに装備品の  
貸与に関する条例

## (この条例の目的)

第一条 この条例は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第六十八条第二項の規定に基き、警察官に対するその職務遂行上必要な被服の支給並びに装備品の貸与について定めることを目的とする。

(支給する被服)

第二条 警察官(警部以上の階級にある者を除く。以下本条中同じ。)に支給する被服(以下「給与品」という。)は第一被服及び第二被服とし、その品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。但し、警察本部長は、特別の事由がある場合には、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

品目	第一被服		第二被服		品目	第二被服	
	項目	員数	使用期間	項目	員数	使用期間	品目
帽子	子	一個	二四月	ワイシャツ	二着	一二月	帽子
日おおい		一個	四月	ネクタイ	一個	六月	日おおい
合	服	一着	一二月	くつ	下	二足	合
夏	服	一着	四月	編	上ぐつ	一足	夏
冬	外とう	一着	三六月	短ぐつ	一足	二二月	冬
雨	衣	一着	三四月				雨

3 警視又は警部の階級にある警察官に対しては、これらの者が最初にこれらの階級の警察官に任命された際、一回に限り第一項に規定する給与品を支給する。前項の規定は、警察の職員となつた際、初めて警視又は警部の階級にある警察官として任命された者について準用する。

2 警察官に任命後、はじめて被服を支給する場合には、前項の規定にかかわらず夏服については二着、ワイシャツについては三着とする。

第三条 前条の第二被服は、予算の範囲内において、現物をもつて支給する。

## (貸与する装備品)

第四条 警察官に貸与する装備品(以下「貸与品」という。)の品目は、次のとおりとする。但し、警視の階級にある警察官その他勤務の性質により必要がない者に対しては、その一部を貸与しないことができる。

手 帰

捕 け

警 け

両 手

じ ん

帳 棒

帶 銃

革

## (退職、休職、待命等の場合の措置)

第五条 警察官がその身分を失つた場合、休職を命ぜられた場合又は臨時待命を承認され若しくは命ぜられた

場合には、使用期間の終らない給与品及び貸与品は返納しなければならない。但し、死亡した場合は、使用期間の終らない給与品は返納を要しないものとする。

2 法令又は前項の規定により給与品及び貸与品を返納した者が復職し、又は特別待命又は臨時待命を取り消された場合には、第二条第二項の規定を準用する。

## (弁償責任)

第六条 本人の故意又は重大な過失により使用期間の終らない給与品又は貸与品の一部又は全部をき損又は滅失した場合は、損害を弁償しなければならない。

## (職員の給与に関する条例との関係)

第七条 この条例の規定により支給する被服については、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第二条第二項の規定にかかわらず、その相当額をその職員の給料から控除しないものとする。

(委任)

第八条 この条例の施行に關し、必要な事項は、公安委員会規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行日において、警察官の受けている給与品及び貸与品は、この条例の規定に基いて支給されたものとみなし、その使用期間は、その給与品及び貸与品を受けたときから計算するものとする。

鳥取県職員公務災害補償に関する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

**鳥取県条例第四十四号**

鳥取県職員公務災害補償に関する条例

## (この条例の目的)

第一条 職員の公務上の災害に対する補償（以下「補償」という。）については、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び船員法（昭和二十二年法律第一百号）の規定による外、この条例の定めるところによる。

## (適用範囲)

## (補装具の支給)

第四条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、労働基準法施行規則別表第一に定める程度の身体障害がある場合において、当該職員に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給することができる。

## (補償又は補装具の支給の特例)

**第五条 船員保険法又は労働者災害補償保険法の適用を**

第三条 船員法の適用を受ける職員以外のものにかかる労働基準法第八章に規定する平均賃金の計算については、国家公務員の例による。

## (平均賃金)

## 第二条 前条の総員とは、職別職の職にある者で常勤のもの及び一般職の職にある者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の適用を受ける者並びに未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第一百六十一号）第一条に規定する未帰還者（以下「未帰還者」という。）を除く。以下同じ。）をいう。

受ける者並びに未帰還者が、船員保険法又は労働者災害補償保険法並びに未帰還者留守家族等援護法の規定により受ける補償で、この条例に規定する補償に相当するものが、当該基準による補償の額に達しないときは、その受けた補償の外、その差額に相当する額を補償として支給し、又それらの法律の規定によりこの条例に規定する補装具に相当するものが支給されないとときは、この条例に規定する補装具を支給することができるものとする。

(委任)  
第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行前にあって支給すべき事由が生じたときは、かかる補償で、支給すべき事由が生じた日が昭和二十九年六月三十日以前にかかるものについては同年七

月一日以後において実施すべきもの及びこれに対する審査は、その者がこの条例の施行後引き続き警察職員として在職する場合においては、この限りでない。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

**鳥取県条例第四十五号**

鳥取県職員退職手当支給条例の特例に関する条例

## (この条例の目的)

第一条 この条例は、警察法（昭和二十九年法律第一百六十二号）の施行に伴い、鳥取県職員退職手当支給条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十六号。以下「条例」という。）の特例を定めることを目的とする。

## (在職期間の通算)

第二条 警察法施行の際、現に自治体警察職員たる者が引き続いで条例第二条に規定する職員（以下「職員」

とむう。)となつた場合において、その者の自治体警察員としての引き続いた在職期間(その者の国家公務員としての引き続いた在職期間であつて、自治体警察員としての引き続いた在職期間に引か続いたものを含む。以下同じ。)は、職員としての引き続いた在職期間に通算する。

2 他の都道府県の警察職員たる者が引き続いて職員となつた場合において、その者が警察法施行の際に現に自治体警察職員たる者より引き続き地方警察職員となつた者であるときは、その者の自治体警察職員としての引き続いた在職期間及び当該都道府県警察職員としての引き続いた在職期間は、職員としての引き続いた在職期間に通算する。

(在職期間の計算)

第三条 本県内において、国家地方警察職員から引き続き自治体警察職員となり、又は自治体警察職員から引き続き国家地方警察職員となり、若しくは自治体警察職員から引き続き他の自治体警察職員になつた者で、

する条例(昭和二十九年三月鳥取県条例第六号)附則第五項から第八項までの規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察職員の臨時待命に関する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

#### 鳥取県条例第四十六号

警察職員の臨時待命に関する条例

第一条 この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百九十二号)附則第三項の規定に基き警察職員(以下「職員」という。以下第四条まで同じ。)の臨時待命に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 鳥取県警察職員定数条例(昭和二十九年六月鳥

察職員としての引き続いた在職期間(その者の国家公務員としての引き続いた在職期間であつて、自治体警察員としての引き続いた在職期間に引か続いたものを含む。以下同じ。)は、職員としての引き続いた在職期間に通算する。

#### (退職手当を受けた者の退職手当)

第四条 前項の規定により計算した在職期間に対する退職手当の額は、条例第三条又は第四条の規定により計算して得た退職手当の額から、その者が退職した際に受けた退職手当の額を基礎とし、経済事情の変動等を考慮して、人事委員会の定める額を控除した額とする。

(在職期間の計算)

第五条 第三条に規定する在職期間の計算の特例を除く外、在職期間の計算については、昭和二十九年三月一日以後の在職期間にあつては、条例第七条第六項及び第七項の規定を、同年二月二十八日以前の在職期間にあつては、鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正

取県条例第三十六号)の施行に伴い、昭和二十九年七月一日において鳥取県警察職員定数条例で定める定員をこえることとなる員数の職員については、警察本部長は、知事と協議して定めた計画に基いて、昭和三十三年三月三十一日までの間において、職員にその意に反して臨時待命を命じ、又はその申出に基づいて臨時待命を承認することができる。

第三条 前条の規定により職員にその意に反して臨時待命を命じ又はその申出に基づいて臨時待命を承認する場合の手続については、人事委員会規則で定める。

第四条 第二条の規定により臨時待命を命ぜられ、又はその承認を受けた職員(以下「臨時待命職員」という。)は職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第五条 臨時待命職員は、その臨時待命期間中は、鳥取県警察職員定数条例で定める定員の外に置かれるものとする。

第六条 臨時待命職員には、その臨時待命期間中には人

退職手当の支給を受けた者が、引き続いて職員となつた場合、その者の在職期間の計算は、条例第七条第七項及び鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和二十九年三月鳥取県条例第六号)附則第五項の規定にかかわらず、これを職員として在職した期間とみなして通算する。

00977

00976

事委員会規則で定めるところにより職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)に基く給料、扶養手当、勤務地手当及び警察職員の調整手当の支給に関する条例(昭和二十九年六月鳥取県条例第十八号)に基く調整手当を支給するものとし、その他としての給与は、支給しないものとする。

第七条 臨時待命職員は、次に掲げる区分により、臨時待命を命ぜられ、又はその承認を受けた日から起算して臨時待命期間の満了する日の翌日から当然に職員の身分を失うものとする。

## 勤続期間による区分

## 臨時待命期間

六月以上三年未満の者	一月
三年以上五年未満の者	二月
五年以上七年未満の者	三月
七年以上十年未満の者	四月
十年以上十五年未満の者	五月
十五年以上二十年未満の者	六月
二十年以上の者	七月

第八条 前条の勤務期間の計算については、人事委員会規則で定める。

第九条 臨時待命は、臨時待命職員が職員でなくなつた日からその効力を失う。

第十条 条件附採用期間中の職員については、臨時待命を命じ、又はその承認を与えることができない。

第十二条 鳥取県職員退職手当支給条例第七条第五項の規定は、職員の臨時待命期間については、適用しない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

道路交通取締法第二十六条の三の規定による道路一時使用許可証交付手数料条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

## 鳥取県条例第四十七号

道路交通取締法第二十六条の三の規定による道路一時使用許可証交付手数料条例

## 第一条 道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)以下「法」という。)第二十六条の規定による警察署長の許可については、この条例の定めるところにより

手数料を徴収する。

第二条 前条の規定による手数料の額は別表のとおりとする。  
別表

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

警察官の宿舎手当に関する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

## 鳥取県条例第四十八号

警察官の宿舎手当に関する条例

## (この条例の目的)

第一条 この条例は、警察官に対する宿舎手当(以下「手当」という。)の支給に関する事項を定めることを目的とする。

## (支給額)

第二条 前条の手当の額は、一人月額百円を越えない範囲内とする。

(委任)

第三条 手当を支給する者の範囲、支給方法その他必要な事項は、人事委員会規則で定める。

この条例は、公布の日から施行する。

## 許可証

## 交付手

## 手数料

許可証交付手数料

五十円

法第二十六条第一項第一号に係る場合 二百円  
法第二十六条第一項第二号に係る場合 二百円  
法第二十六条第一項第三号に係る場合 一百円  
法第二十六条第一項第四号に係る場合 百円